

接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果

1. 目的

本資料では、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 14 条の 2 の規定を踏まえ、NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」という。）（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東日本・西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が、NTT 東日本・西日本の提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金（以下「利用者料金」という。）の水準との関係により、第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとならぬいかについて確認した結果を示す。

2. 結果

NTT 東日本・西日本において、「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成 30 年 2 月 26 日策定。令和 5 年 11 月 22 日最終改定）に従い、接続料と利用者料金の関係の検証を行った結果については、別紙 1 から別紙 4 までのとおり。NTT 東日本・西日本の全ての検証対象サービスについて、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の 20%）を上回ったため、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった※。

※ 検証対象サービスのうち、「その他総務省が決定するサービスメニュー」については、利用者料金収入が接続料総額を上回ったため、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

別紙1

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入 に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
フレッツ光ネクスト	5,142	2,688	2,454	47.7%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分歧端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,020	212	808	79.2% 音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	807	115	692	85.7%
ひかり電話ネクスト	52	29	23	44.2%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分歧端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能)、回線終端装置、音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
ビジネスイーサワイド	421	287	134	31.8%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)

(注1) 利用者料金収入は、2024年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2024年度の実績需要に今回再計算した接続料（将来原価方式で算定する機能については2026年度適用接続料）を乗じて算定しています。

(加入光ファイバ等の収容数は接続料設定上の予測値)

(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラック比(通信時間比)等を用いて除外

※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (① - ②)	④利用者料金収入 に占める差分の 比率(③ ÷ ①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
フレッツ光ネクスト	3,824	2,229	1,595	41.7%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置
ひかり電話	移動体着等を含む場合	969	177	792	81.7% 音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	753	90	663	88.0%
ひかり電話ネクスト	30	18	12	40.0%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(端末系ルータ交換機能)、回線終端装置、音声接続に係る組合せ適用機能、他事業者接続料
ビジネスイーサワイド	448	355	93	20.8%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)

(注1) 利用者料金収入は、2024年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2024年度の実績需要に今回再計算した接続料（将来原価方式で算定する機能については2026年度適用接続料）を乗じて算定しています。

(加入光ファイバ等の収容数は接続料設定上の予測値)

(注3) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラヒック比(通信時間比)等を用いて除外

※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外

接続料と利用者料金の関係の検証結果
(総務省が決定するサービスメニュー)

N T T 東 日 本

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	○	
		②①以外のもの	○	
	(2) ビジネスタイル		○	
	(3) マンショントイプ (VDSL方式 /LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	○	
		①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	○	
	(4) マンショントイプ (光配線方式)	②①以外のもの(ミニ)	○	
		③①以外のもの(プラン1) ③①以外のもの(プラン2)	○	
		(5) プライオ	○	
	(6) オフィスタイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(フレッツ光クロス)	○	
		②①以外のもの	○	
2. ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		音声接続に係る組合せ適用接続機能、NGN(一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、他事業者接続料	○	
3. ひかり電話ネクスト(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、音声接続に係る組合せ適用接続機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置、他事業者接続料	○	
4. ビジネスイーサワード	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

(注) ○ : 利用者料金が接続料の合計を上回っているもの × : 利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(総務省が決定するサービスメニュー)

N T T 西 日 本

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なものの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置		
	(3) マンションタイプ (VDSL方式 /LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
		①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なものの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
	(4) マンションタイプ (光配線方式)	②①以外のもの (ミニ)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
		③①以外のもの (プラン1) ③①以外のもの (プラン2)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
		①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なものの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
	(5) オフィスタイプ	②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
		①10Gbit/sまでの 符号伝送が可能なものの (フレッツ光クロス)	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
2. ひかり電話 (閑門系ルータ交換機能を用いる場合)		音声接続に係る組合せ適用接続機能、NGN(一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、他事業者接続料	○	
3. ひかり電話ネクスト (閑門系ルータ交換機能を用いる場合)		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、音声接続に係る組合せ適用接続機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置、他事業者接続料	○	
4. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN (MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN (県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

(注) ○ : 利用者料金が接続料の合計を上回っているもの × : 利用者料金が接続料の合計を下回っているもの